

議 長	次に、質問順位4番 3番議員 津島宏保議員。
議 長	津島議員。
津 島 議 員	それでは通告に従いまして、私の方から質問させていただきます。 井戸水の利活用についてうかがいます。 上下水道の整備に伴い、最近では井戸水を生活水として利用している家庭はとても少なくなっていると感じます。敷地内に井戸が残っていても、長年使用していなかったり、コンクリート等で完全に塞いでいたり、水質変化の起こりやすい井戸は大雨や少しの地震により濁りが生じ、飲料用にするためには、こまめな水質検査を実施する必要があったりで、水道に比べて不安定な要素もあるので、自ずと生活水の利用は井戸水から水道水へと移行していったのでしょうか。ただ、聞くところによりますと現在でも日常生活ではほとんど使ってはいないけれども使用可能な井戸水がうちにはありますよ、といわれるご家庭もあるみたいです。 そこで、まず伺いますが、和木町が管理する集会所や学校など公共施設敷地に、現在、利用している、いないに関わらず井戸は何カ所か存在するのでしょうか。伺います。
議 長	渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	はい、町内の公共施設では、公民館関ヶ浜分館、公民館瀬田分館、和木中学校のナイター照明の下、ここに、この敷地内に井戸がございます。
議 長	津島議員。
津 島 議 員	ありがとうございます。 私も関ヶ浜分館と瀬田分館のは把握、存じ上げてはいたんで

すが、まさか中学校に、グラウンドに井戸があるとは知りませんでした。

引き続き伺います。それでは町内の個人住宅のどこに井戸が掘られているかの把握は和木町として出来ているのかを伺います。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 はい、個人住宅の井戸の保有状況については、これは町ではちょっと把握しておりません。過去には井戸水を生活用水として使用する場合に、井戸水用の下水道料金を徴収しておりましたが、現在そういった世帯はございません。

議長 津島議員。

津島議員 はい、まあ町としては把握しなければいけないという理由もないのかというふうに感じました。

昨年1月に起きた石川能登半島を中心とする地震は、記憶にもあたらしく、災害復興もまだまだ進んでいないように報道等で見聞きいたします。先日、新聞で被災された方々の避難生活の中で井戸水に大変助けられているとの記事を見ました。地震により水道管が破裂、復旧には相当な時間がかかる避難所生活において、給水車での飲料用水を届けてもらうにも時間がかかり、量も限られ、とても貴重なため、避難所の衛生維持に使用する水、とくにトイレでの水の使用や衣類の洗濯、食器の洗浄には近くの井戸水を利用してとても助かっているとのこと。ちなみにトイレを洗浄するためには、1回あたり、大のレバーで8リットル、小のレバーで6リットルを必要とします。

また、2023年10月にお隣の大竹市立戸2丁目において、老朽化した配水管が破裂し、市内9500世帯の75%が断水。一部地域ではその日のうちに復旧したものの、完全に復旧までには数日かかったという事故もありました。この時も近隣の飲料用水が買い占められ、生活水として和木町内の知り

合いに水道水や井戸水をもらいに来る、といったこともありました。やはり、ここでも井戸の活躍が見受けられました。

和木町に置き換えて考えた場合、南海トラフ地震は想定されるものの、比較的これまでは強い地震は少ないですが、早くから上下水道の整備がされているため、耐用年数を超えた水道管がいつ破裂や故障をしてもおかしくない時期にすでに入っていると思われます。

以上のような事例を鑑みても、町内の井戸の状況や場所を、これまでの「生活井戸」ではなく「非常時用井戸」として見直すべきと強く思います。

そこで、担当課のご意見を伺います。

町内の井戸の場所や所有者を把握し、災害があったり断水が起きたり、つまり非常時に、近隣住民にも使用していただく旨の取り決めに交わした「非常時井戸」これを設け、その場所をしるした「防災マップ」これを作成してみてもは、と考えますが、いかがでしょうか。

議 長

渡邊課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

はい、津島議員、冒頭の方で井戸水のまあ飲料用の使用ということはお話されてましたが、飲料用として使用する場合には、まあおっしゃいましたけどその水が飲用に適しているかを確認する必要があるかと思います。井戸の使用を開始するときの「使用開始前検査」、それから1年に1度の「定期検査」を受け、水道法に定める水質基準項目に適合していること、それから設置者は普段からこの井戸の管理（柵をする・蓋をかける・周りに排水溝は作らない）こういったことが飲料用の場合には求められますし、災害時には「臨時検査」を受けて安全を確保した上で使用するということになりますので、なかなかこちらではハードルが高いといえますか、困難なところが多いと思います。ただ後半でおっしゃいました、『生活用水としての井戸水を活用する』こちらは有効であると思いますので、その点について研究、検討をしてみたいと考えております。

議長 津島議員。

津島議員 ありがとうございます。水というのはとても必要なものです。飲める水、この貴重さ大切さを、普段水に困らない生活を、とても便利で安全な生活をしている我々は飲める水の貴重さというのをつつい忘れがちです。だからこそ緊急支援物資等で他町村から送られてきた給水車の水、これは飲める水だと思っております。これを生活用水に使うのではなく、この水を飲める水として安心して次にいつ支援がくるかわかりませんので、貴重に大切に扱うというのが私の本日の質問の原点でございますので、おはかりいただければと思います。

水は電気、ガスを含めたライフラインの中で最も生命の維持に必要なものです。豊潤な小瀬川・錦川水系に位置する和木町は普段の生活では全くと言っていいほど水に困ることはありません。しかしこれは大前提として水道管が安全に家庭の蛇口まで接続されているからです。防災計画には広域連携の取り決めにより和木町で非常事態が発生し、水が必要となった場合、他の市町から給水車が駆けつけてくれる約束になっていると思いますが、給水車の貴重な水をトイレや洗浄、洗い物などの生活水として利用するのはもったいなく、共助の面からも、いかがなものかと考えます。

災害への備えとして、井戸水の重要性を見直してもいいと考えます。

この観点から、もしかしたら、今後、自宅敷地内に新たに井戸を掘るというご家庭も出てくるかもしれません、井戸を掘るには水脈までの深さによりますが、費用として20万円～100万円程度、ほかに手動ポンプで6万円、電動ポンプでは10万円くらいかかるそうです。

それでは最後に伺います。

いかがでしょう。自宅敷地内にあらたに井戸を掘るご家庭に、災害や水道管の故障時、つまり「非常時」に近隣住民への井戸水を提供するというを条件に、井戸を掘るための公示

費用数万円でも補助をしてですね、「非常用井戸、防災協力の家」との表示をし、防災マップにも掲載して、いざというときの備えとすれば、町内各所に全額町費で行政管理の非常用井戸を新設設備しなくてもすみ、行政による日常の管理も軽減されるのではないかと思います。ご意見を伺います。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 津島議員言われますように、新たに井戸を掘る家庭に対する補助金を制度を創設する。まあこういうことになると、前の質問よりももう少しちょっと困難な点が多いのではないかと。例えば井戸を掘るために今おっしゃいました30万～40万かかるとして、それに対する補助率をどうするのか。それからその低い補助率で新たに井戸を掘ってみようという人がいらっしゃるのか、維持管理費用は誰が負担するのか、マップへの記載を拒否されたら補助するかしないか、そういったところもちょうといろいろ考えることが多くございますので、ここでは先の質問、3つ目の質問とあわせて研究、検討をしてみたいというお答えでさせていただきたいと思います。

議長 津島議員。

津島議員 はい、こういったことはですね、少しでも早めに、ゆっくりですが検討いただきながらどうすればいいのかというのをですね、我々住民そして行政もですね、早め早めに考えていけばというふうに考えておる次第でございます。

ひとことで「災害に備える」と言っても災害の種類や大きさ、被害の大小によりその対応は様々で、我々住民もふだんから非常時への備えを、少しずつでも意識して生活するべきと考えます。

あわせて、行政職員におかれましては今後とも町民の安全な暮らしのために、引き続きご尽力いただければと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。

議長 再質問がないようですので、以上で津島宏保議員の一般質問を終わります。

議長 ここで暫時休憩を取ります。
11時30分から再開いたしますのでお願いします。

休 憩 11時 18分

再 開 11時 30分